

職員の懲戒処分について

令和7年2月5日

地方公務員法に基づき、下記のとおり懲戒処分を行いましたので公表します。

記

1 被処分者

消防職員（一般職）

2 処分に係る事案の内容

当該職員は、令和6年11月22日（金）16時20分頃、同所属の上司である職員から研修中や普段の業務態度に対する指導を受けている際に、激高し、同職員の襟元をつかみ、壁に体を叩きつけた暴力行為を行い、職場内の秩序を乱したもの。

また、当該職員は、過去に感情のコントロールができないことによる非違行為により、令和5年5月に懲戒処分（戒告）を受けている。

3 処分年月日

令和7年2月5日

4 処分内容

減給10分の1 6月

5 今後の対応

全職員へ消防局長命で綱紀粛正と服務規律確保の徹底を指示いたしました。以後このようなことがないよう職員教育を実施し、良好な職場環境づくりに組織を挙げて取り組んでまいります。

6 消防局長コメント

暴力を振るう行為は許されるものではありません。今後、公務員としての自覚ある言動に努めるよう、職員の教育を徹底し、再発防止に取り組めます。

川越地区消防局 総務課